議案第39号

南風原町税条例の一部を改正する条例

南風原町税条例（昭和47年南風原村条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年９月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

（提案理由）

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）の公布に伴い、南風原町税条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町税条例の一部を改正する条例

南風原町税条例（昭和47年南風原村条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の４第１項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第２項第１号中「附則第14条の４第１項」を「附則第14条の５第１項」に改め、同項第２号中「、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項」を「並びに附則第３条第１項、第３条の３第１項及び第３条の３の２第１項」に、「附則第14条の４第１項」を「附則第14条の５第１項」に改め、同項第３号中「附則第14条の４第１項」を「附則第14条の５第１項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第４号中「附則第14条の４第１項」を「附則第14条の５第１項」に改め、同条第３項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第５項第１号中「附則第14条の４第３項」を「附則第14条の５第３項後段」に改め、同項第２号中「、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項」を「並びに附則第３条第１項、第３条の３第１項及び第３条の３の２第１項」に、「附則第14条の４第３項」を「附則第14条の５第３項後段」に改め、「、第34条の９第１項中「第33条第４項」とあるのは「附則第14条の４第４項」と」を削り、同項第３号中「附則第14条の４第３項」を「附則第14条の５第３項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第４号中「附則第14条の４第３項」を「附則第14条の５第３項後段」に改め、同条第６項中「附則第14条の４第３項」を「附則第14条の５第３項前段」に改め、同条を附則第14条の５とし、附則第14条の３の次に次の１条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第14条の４　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第２項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）　第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の４第１項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第３条第１項、第３条の３第１項及び第３条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第３条第１項、第３条の３第１項及び第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（３）　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の４第１項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法

律（昭和37年法律第144号）第７条第10項（同法第11条第８項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第７条第12項（同法第11条第９項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第７条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第７条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

（４）　附則第１条の３の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の４第１項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第３項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の３第１項に規定する

確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）　第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の４第３項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第３条第１項、第３条の３第１項及び第３条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第３条第１項、第３条の３第１項及び第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第３項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（３）　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の４第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第７条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

（４）　附則第１条の３の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の４第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第３項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の南風原町税条例附則第14条の４の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第２項に規定する特例適用利子等又は同法第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。